

しまった！
解約したい！

と思ったら

クーリング・オフ

【クーリング・オフ】とは、
一定の期間内であれば無条件で
契約を解除できる制度です！



クーリング・オフができる期間（契約書面を受け取った日を含めて数えます）

訪問販売	自宅または職場への訪問販売、催眠（SF）商法、キャッチセールス、アポイントメントセールス、展示販売など営業所以外で交わした契約	8 日間
訪問購入	自宅など営業所等以外の場所で、事業者が消費者から、貴金属や着物などの物品を買い取る契約	
電話勧誘販売	事業者の電話勧誘行為によって申込みをした契約	
特定継続的役務提供	エステティックサロン、美容医療、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス	
連鎖販売取引（マルチ商法）	個人を販売員として勧誘し、さらに次の販売員を勧誘する形で、販売組織を連鎖的に拡大して行う商品、役務の販売	20 日間
業務提供誘引販売	内職・モニター商法	

（注）特定継続的役務提供は、契約金額が5万円を超え、かつ契約期間が2ヶ月（エステの場合は1ヶ月）を超えるものが対象

クーリング・オフできないもの

- ×自分の意思で使用・消費した健康食品や化粧品などの消耗品
- ×自分の意思で店舗に出向いて行った契約（特定継続的役務提供を除く）
- ×自動車（リース含む）、葬儀、配置薬
- ×3000円未満の現金取引（訪問購入を除く）
- ×通信販売

クーリング・オフ期間が過ぎても契約を取り消せる場合があります。困ったときは早めに横浜市消費生活総合センターへ相談しましょう！

～相談専用電話～

受付 平 日：9時～18時

土・日：9時～16時45分

☎ 045-845-6666

クーリング・オフ書面の書き方

- 必ずハガキ等の書面で通知
 - 証拠として、ハガキの両面をコピーして、保存記録が残る「特定記録郵便」や「簡易書留郵便」を利用
 - 支払いがクレジットの場合、クレジット会社にも通知（A内は不要）
 - あて名は、契約した事業者の「代表者」
- 代金が未払いの場合や、商品を受け取っていない場合は、A内は記入しません。

▼ ハガキ（表）

郵便はがき

〒 〇〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇県〇〇市〇〇町
〇丁目〇番〇号

〇〇〇〇株式会社
代表者 様

（特定記録郵便）
または（簡易書留郵便）

▼ ハガキ（裏）

申込（契約）日 〇〇年〇月〇日

商品等名称 〇〇〇〇

商品等価格 〇〇〇〇 円

事業者名 〇〇〇〇

担当者氏名 〇〇〇〇

上記日付の申込を撤回（または、契約を解除）します。

つきましては、支払い済みの 〇〇〇 円は、直ちに返金してください。
なお、商品は早急に引き取ってください。

〇〇年〇月〇日（記入日）

（契約書）住所 〇〇〇〇

（契約書）氏名 〇〇〇〇

【令和4年6月1日以降、クーリング・オフがスマートフォンやパソコンからの電子メールでも、可能になりました。】

”横浜市消費生活応援隊”作成